

## 指名停止措置

当該業者は、高知県発注の「建第6-22号旧土佐清水合同庁舎他解体工事」において発生した作業員の負傷事故について、車両系建設機械を当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に用いたことが、労働安全衛生法違反に当たるとして、令和7年4月30日付けで四万十労働基準監督署より是正勧告を受けたため。については、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱別表第1第7項に該当するため、指名停止を行う。

### 指名停止業者及び指名停止措置期間

番号	商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間
1	株式会社 オアシス・イラボレーション	代表取締役 川淵 誉雄	高知市針木東町26-54	令和7年7月25日から令和7年7月31日まで